

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第一号

### 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条に次の一項を加える。

2 条例第七十四条第一項の規則で定める時は、同項の規定により自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。この条、次条及び第五十七条において同じ。）の前年度の末日とする。

第五十五条第一号中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 事業の概要

ロ 自動車の使用台数

第五十五条第二号を次のように改める。

二 自動車使用合理化計画書の対象期間（以下この条及び第五十七条第一項において「計画期間」という。）は、自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度を初年度とする三箇年度の年次計画として定めること。

第五十五条に次の三項を加える。

2 計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要があるときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うものとする。

3 自動車使用合理化計画書は、計画期間の初年度の六月三十日までに、別記様式第十八号の二によって提出するものとする。

4 第二項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「計画期間の初年度の六月三十日までに」とあるのは、「計画期間が満了したことに よる改定の場合にあつては計画期間の最終年度の翌年度の六月三十日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要があるが生じたことによる改定の場合にあつては速やかに」とする。

第五十六条の見出し中「自動車使用合理化計画書の」を削り、同条中「条例第七十四条第二項」の下に「（条例第七十四条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十七条を次のように改める。

（自動車使用合理化実施状況報告書）

第五十七条 条例第七十四条の二第一項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の六月三十日までに、別記

様式第十八号の三によって提出するものとする。

2 条例第七十四条の二第一項の規則で定める事項は、第五十五条第一項第一号ニからトまでに規定する事項の実施状況とする。  
第五十七条の次に次の一条を加える。

(自動車使用合理化計画書等の公表)

第五十七条の二 条例第七十四条の三の規定による自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第七十三条中「第六条第三項に規定する第一種エネルギー管理指定工場とする。ただし、国及び地方公共団体の設置するものを除く。」を「第七条の四第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。」に改める。

第七十四条第一項中「し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によって提出」を削り、同項第一号ロを次のように改める。

ロ 温室効果ガス削減計画書の対象期間（以下この条及び第七十五条の二において「計画期間」という。）

第七十四条第一項第一号ハ中「計画」を「温室効果ガス削減計画」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 計画期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

第七十四条第二項中「又は計画」を「又は温室効果ガス削減計画」に改め、「計画の改定を行うとともに、速やかに改定後の温室効果ガス削減計画を知事に提出する」を「温室効果ガス削減計画書の改定を行う」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 温室効果ガス削減計画書は、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によって提出するものとする。

4 第二項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に」とあるのは、「前項の規定による改定後速やかに」とする。  
第七十五条中「条例第百条第二項」の下に「（条例第百条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(温室効果ガス削減実施状況報告書)

第七十五条の二 条例第百条の二第一項の規定による温室効果ガス削減実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の七月三十一日までに、別記様式第二十三号の二によって提出するものとする。

2 条例第百条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況

二 温室効果ガスの排出の抑制に係る具体的な取組の実施状況

(温室効果ガス削減計画書の公表)

第七十五条の三 条例第百条の三の規定による温室効果ガス削減計画書又は温室効果ガス削減実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別記様式第十八号の次に次の二様式を加える。

自動車使用合理化計画書

平成 年 月 日

広島県知事 様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

印

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条第 1 項の規定により、自動車使用合理化計画書について、次のとおり提出します。

県内における主たる事業所の名称			
県内における主たる事業所の所在地			
計画の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
	※ 備考		

- 注 1 計画の内容については、別紙によることとして、規則第 55 条第 1 項に掲げる事項について記載するものであること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

自動車使用合理化実施状況報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

㊟

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条の 2 第 1 項の規定により、自動車使用合理化実施状況報告書について、次のとおり提出します。

県内における主たる事業所の名称			
県内における主たる事業所の所在地			
実施状況の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備考			

- 注 1 実施状況の内容については、別紙によることとして、条例第 74 条の 2 第 1 項及び規則第 57 条第 2 項に規定する事項について記載するものであること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別記様式第二十三号の次に次の二様式を加える。

様式第二 3 号の 2 (第 7 5 条の 2 関係)

温室効果ガス削減実施状況報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

①

広島県生活環境の保全等に関する条例第 100 条の 2 第 1 項の規定により，温室効果ガス削減実施状況報告書について，次のとおり提出します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
実施状況の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備考			

注 1 実施状況の内容については，別紙によることとして，条例第 100 条の 2 第 1 項及び規則第 75 条の 2 第 2 項に規定する事項について記載するものであること。

2 ※印の欄には，記載しないこと。

3 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とすること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に、その事業所が第一種エネルギー管理指定工場等に指定されている特定事業者（国及び地方公共団体が設置するものに限る。）及び第二種エネルギー管理指定工場等に指定されている特定事業者についての第七十四条第三項の規定の適用については、同項中「第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日まで」とする。